

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年 3月 31日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

鶴見ポンプ場主ポンプ用潤滑水配管修理工事

2 履行(納品)場所

鶴見区鶴見中央二丁目20番24号

3 契約日

令和3年3月12日

4 履行日又は履行期間

契約の日から令和3年3月30日

5 契約金額

¥1,980,000. - (うち消費税及び地方消費税相当額 ¥180,000. -)

6 契約の相手方(名称及び所在)

阿部工業株式会社 代表取締役 阿部 哲也
横浜市鶴見区上末吉4-13-6

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

鶴見ポンプ場主ポンプ用潤滑水配管は、常時流入する汚水を北部第二水再生センターへ送水するための汚水ポンプや、降雨時に雨水を鶴見川へ排水するための雨水ポンプの主軸用潤滑水や、電動機用冷却水を送るために必要不可欠な重要設備です。

本設備が使用できなくなると、ポンプの運転が不能になるため、水再生センターへの汚水送水や大雨時にポンプ場の排水機能が確保できなくなり、処理区内に汚水溢水被害、雨水浸水被害が発生し、市民生活に重大な支障を及ぼします。

今回、主ポンプ用潤滑水配管に漏洩が発生しており、漏洩箇所を修理するための措置を緊急に行う必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

本工事を緊急に履行できる体制を有している阿部工業株式会社と随意契約を行いました。

9 所管課

環境創造局 北部下水道センター